（航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則の一部改正）

第二条　航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（見出しを含む。以下同じ。）の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正前	改正後
第三部 第四部 火力調整部（第一師団司令部、第三師団司令部、第四師団司令部、第六師団司令部、第八師団司令部、第九師団司令部、第十師団司令部、第十二旅団司令部、第十三旅団司令部及び第十四旅団司令部に限る。） 2　［略］	第三部 第四部 火力調整部（第一師団司令部、第四師団司令部、第六師団司令部、第八師団司令部、第九師団司令部、第十二旅団司令部及び第十四旅団司令部に限る。） 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	
（装備部の分課） **第十二条**　装備部に、次の三課を置く。 装備課 輸送補給課 施設課 （装備課） **第十三条**　装備課においては、次の事務をつかさどる。 一　防衛及び警備の実施に関する後方補給計画に関すること。 二　航空機の補給に関すること。 三　航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下「航空装備品等」という。）の整備に関すること。 四　部内の事務の総括に関すること。 **第十四条**　削除 （輸送補給課） **第十五条**　輸送補給課においては、次の事務をつかさどる。 一・二　［略］ 三　輸送に関すること。 （通信電子課） **第二十九条の四**　［略］ **第二十九条の五～第二十九条の十五**　［略］	（装備部の分課） **第十二条**　装備部に、次の四課を置く。 計画課 整備課 補給課 施設課 （計画課） **第十三条**　計画課においては、次の事務をつかさどる。 一　防衛及び警備の実施に関する後方補給計画に関すること。 二　輸送に関すること。 三　部内の事務の総括に関すること。 （整備課） **第十四条**　整備課においては、次の事務をつかさどる。 一　航空機の補給に関すること。 二　航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下「航空装備品等」という。）の整備に関すること。 （補給課） **第十五条**　補給課においては、次の事務をつかさどる。 一・二　［同上］ ［号を加える。］ （通信電子課） **第二十九条の三**　［同上］ **第二十九条の四～第二十九条の十四**　［同上］